

大口町告示第77号

令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

大口町長 鈴木雅博

令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱を廃止する要綱

令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱（令和4年大口町告示第5号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、この要綱による廃止前の令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱第12条の規定は、廃止後もなお、その効力を有する。